

EU データ法 : MCTs ・ SCCs の最新状況 – 2025 年 5 月 27 日の改訂版草案の提示 –

ヨーロッパニュースレター

2025 年 6 月 2 日号

執筆者:

[石川 智也](#)

n.ishikawa@nishimura.com

[服部 啓](#)

k.hattori@nishimura.com

2025 年 5 月 27 日、EU データ法に対応するために欧州委員会が推奨予定のモデル契約条項 (Model Contractual Terms. MCTs) 及び標準契約条項 (Standard Contractual Clauses. SCCs) の改訂版草案が、同年 4 月 10 日及び 11 日の欧州委員会の Webinar 参加者向けに提示された。これは、同年 4 月 2 日付で公表された Final Report of the Expert Group on B2B Data Sharing and Cloud Computing Contracts に掲載されていた契約条項案をアップデートしたものである。また、同年 6 月 4 日及び 6 日にそれらのドラフト及び今後の見通しを説明するセミナーも予定されている。以下では、これらの契約条項の位置づけと対応のポイント等について、近時の実務対応において感じることも含めながら、速報的に解説する。

1. MCTs ・ SCCs の位置づけ ・ 対応のポイント

(1) MCTs ・ SCCs が規律する対象とデータ処理サービスに係る契約が必要となる場面

まず、MCTs は、コネクテッド製品等から生じるデータについて関係者間でデータの取扱いを定める契約のフォーマットである。また、SCCs は、クラウドサービス等のデータ処理サービスと呼ばれるサービスを提供する際に用いる契約のフォーマットである。

MCTs には、コネクテッド製品等から生じるデータについて、①データ保有者 (data holder) と利用者 (user)、②利用者と (データ保有者からデータ共有を受ける) データ受領者 (data recipient)、③データ保有者とデータ受領者、④ (任意でデータ共有を行う場合の) data sharer とデータ受領者の間の 4 つの契約がある。また、SCCs は、データ処理サービスを提供する者が顧客によるサービスのスイッチング (他のサービスへのスイッチングのほか、オンプレミスへのデータ移管をも含む。) を妨げないようにするための所定の条項を規定した契約である。

今般提示された契約条項案版は、同年 4 月 2 日付で公表された Final Report of the Expert Group on B2B Data Sharing and Cloud Computing Contracts に掲載されていた契約条項案をアップデートしたものである。今回のアップデートは、契約の構造や主要内容に変化をもたらすものではないため、当初の Final Report を踏まえて、契約の概要の理解や、契約を作成するに当たって必要な情報の収集を行ってきたとしても、ほとんど影響がないと思われる。もっとも、細かい文言を巡るドラフティングについては、今後は、アップデート版に沿って検討を進めていくことになるだろう。

なお、データ処理サービスには、IaaS や PaaS のみならず、SaaS のクラウドサービスまで含まれるため、EU の顧客との間で、IaaS や PaaS のみならず、SaaS に係る契約を締結する場合にも所定の条項を含む契約の締結が必須となる。このデータ処理サービスに係る契約の対応については、①そもそも IoT データ条項に

対応するための契約ほど注目されておらず見逃されがち、②まさか SaaS にまで適用はないだろうと誤解されがち、そして、③コネクテッド製品等から生じるデータを用いて SaaS でサービスを提供する場合には、IoT データ条項の規律のみならず、データ処理サービスに係る規律に対応するための契約条項が必要となることが見逃されがち、という3点で、スタート地点に留意点があるように思われる。

(2) MCTs・SCCs をそのまま用いるべきか否か

次に、MCTs と SCCs は何れもその採用が強制されるものではなく、利用は任意となっている。したがって、EU データ法の遵守のために独自に契約を作成することは可能であり、また、MCTs と SCCs を改定することも差し支えない（この点は、GDPR の越境移転規制対応の際の SCC の対応とは異なる。）。

むしろ、①MCTs と SCCs は、両当事者の公平に配慮した契約条項の規定振りになっていること（データ保有者・データ処理サービス提供者に有利ではないこと）、②既存の契約条項との関係を整理する必要があること、③コンプライアンス対応として最低限の書式を用意するというよりも、自社のデータを保護し、又は、自社のサービス・仕様を維持することを目的とする契約であることから、フォーマットがそのまま使えるケースの方が少ないように思われる。

(3) EU データ法の下で、リスクベースアプローチにおける「リスク」とは何か

そして、EU データ法の適用を受ける事業者が何ら契約を作成・修正せずに EU データ法の対応を済ませられる可能性はほとんどない。また、リスクベースでの判断で対応を検討するアプローチを採用する場合には、判断に当たってのリスクを見誤らないことが重要である。

EU データ法は、GDPR の産業データ版と言われることもあるが、怖いのは当局による制裁金等のエンフォースメントのリスクではないように思われる。したがって、当局が執行してくるリスクに注目して対応は当面様子見をするというアプローチは正しくないだろう。むしろ、EU データ法のリスクは、利用者やデータの提供先との間の紛争リスク、あるいは、現在行っているビジネスがそのまま継続できなくなるリスク、ひいては売上そのものを失うリスクである。

例えば、IoT データ条項との関係では、①コネクテッド製品から生成されるデータを取得してメンテナンスサービスを提供したり、研究・開発をしたりする当事者が市場にいるか、又は現れる可能性があるかの見極めが重要である。そのような当事者がいる場合には、データへのアクセス要求を受ける可能性が相応にあり、提供するデータのスコープを巡る紛争や、第三者への提供に当たっての FRAND 条件を巡る紛争に巻き込まれるリスクが高まる（例えば、欧州では、現行の自動車の型式規則に基づく修理データの解放のルールに関して多くの紛争が生じており、それが他の IoT 機器に拡大することが見込まれている。）。また、②あらかじめコネクテッド製品から生成されるデータを分類しておかないと、そもそも適用スコープに含まれないデータの開示を行ってしまったり、営業秘密として保護すべく事前に特定しなければならないデータを、事前に特定できていなかったが故に制限のない開示を要請されることになりかねない。さらに、③非個人データについては、利用者の同意がないと、自社の研究開発等に利用したり、グループ会社等を含め第三者に提供したりすることができなくなる可能性が高く、この点でも実務への支障は極めて大きい。

EU データ法の対応の必要性については、上記のようなリスクを踏まえて、慎重に判断することが求められるだろう。

2. EU データ法対応に伴う契約の見直し

EU データ法は 2025 年 9 月 12 日から適用が開始するところ、この日に向けて必要な情報提供書類と契約条項の準備をすることが望まれ、残り時間は非常に限られている。前述のとおり、仮に同日までにコネクテッド製品の利用者との間で非個人データの利用に係る契約を合意できていなければ、その日以降に発生するコネクテッドデータについて自社のために利活用することはできなくなる。

契約の準備についていえば、MCTs と SCCs の確定にはもう少し時間がかかることが見込まれるものの、通常は契約書のドラフトそれ自体について細かく検討するフェーズ以前に、EU データ法の理解を深め、スコープを確定し、契約に規定すべき情報を整理するといった工程に数週間～数ヶ月程度を要するのが通常である。したがって、今般提示された Final Report の内容を踏まえて理解を深めつつ、契約を作成するための情報収集等については早急に着手することが重要といえよう。また、契約書の作成それ自体も、細かな表現はともかくとして、既存の契約書との関係の整理（MCTs や SCCs ベースの契約に差し替えるのか、アデンダムとして作成するのか、グローバルで統一の契約とするのか EU 域内限定の契約とするのか等）や、MCTs や SCCs のどの条項を採用するかや別紙の補充といった検討は既に行える状態であるため、そのような検討を進めていく必要があるだろう。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com